

くまもとSDGsアワード2025実施要領

(名称)

第1条 この表彰行事の名称は、くまもとSDGsアワード2025(以下「本アワード」という。)とする。

(目的)

第2条 本アワードは、SDGsに関する独自の先導的な取り組みを行う県内事業者及び地域社会に貢献する優れた取り組みを行う個人・団体等を表彰することにより、本県におけるSDGsの取り組みのさらなる深化と質の向上を図ることを目的とする。

(主催)

第3条 主催は、くまもとSDGsアワード実行委員会(以下「実行委員会」という。)とする。

(部門及び対象)

第4条 本アワードは、くまもとSDGs牽引部門とSDGs未来づくり部門の2部門で構成する。

2 本アワードの対象は、くまもとSDGs牽引部門においては、事業活動を通じて、社会課題の解決及び持続可能な経済発展につながるSDGsに関する独自の先導的な取り組みを行う熊本県SDGs登録事業者(応募時点で申請中のものを含む。)とし、SDGs未来づくり部門においては、地域社会に貢献する優れた取り組みによりSDGsを推進する県内に所在地を有する個人又は団体等とする。

3 応募数は1者につき1件とする。

4 応募は自薦とする。

(表彰)

第5条 各部門の賞は大賞、優秀賞及び入賞とする。ただし、その他、特筆すべき功績があったと認められる者について、特別賞を付与する場合がある。

2 部門毎に、大賞の表彰数は1件、優秀賞の表彰数は2件、入賞は3件程度とする。

3 表彰を受ける者(以下「受賞者」という。)は、公募にて求める応募書類の提出があった者のうちから選考し決定する。

4 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

5 表彰は、年に1回とする。

6 くまもとSDGs牽引部門の大賞を受賞したものは、次年度以降、本アワードの受賞対象とならない。また、SDGs未来づくり部門の大賞を受賞したものは、次年度以降、同部門の受賞対象とならない。

(募集方法)

第6条 募集方法は、実行委員会が別に定める。

(募集期間)

第7条 募集期間は、実行委員会が別に定める。

(審査)

第8条 事前審査は、別に定める募集要項に基づき事務局が行う。

2 書面審査及びプレゼンテーション審査は、本アワードの受賞者を選考するために組織

する、くまもとSDGsアワード2025選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。

- 3 選考委員会は、選考基準等に基づき審査を行ったうえで、受賞にふさわしい者を選考し、実行委員会に報告する。
- 4 実行委員会は、選考委員会の意見を聴いて、受賞者を決定する。

（選考委員会）

第9条 選考委員会の委員は、この賞の選定に必要な各分野に優れた知識及び経験を有する者の中から、実行委員会代表が委嘱する。

- 2 選考委員会は、委員7名程度で組織する。
- 3 選考委員会には、委員長1名を置く。
- 4 選考委員会は、実行委員会代表が招集する。
- 5 選考委員会の委員の任期は、委嘱を受けた日から翌年の2月末日までとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会代表が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月12日から施行する。